

板まんだら事件

最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁
寄附金返還請求事件

事件

X (松本勝弥) ほか 16 名は、もと Y (宗教法人創価学会) の会員であったが、1965 (昭和 40) 年に、「正本堂建立御供養」名義で、1 人当たり 280 円ないし 200 万円を Y に寄付 (贈与) したが、その後、この贈与には次のような錯誤があったので無効であり、Y は法律上の原因なくして利得しているものであるなどと主張し、寄付金の返還を求めるに至った。

X の主張する錯誤の内容は、(1) Y は、戒壇の本尊を安置するための正本堂建立の建設費用に充てると称して本件寄付金を募金したのであるが、Y が正本堂に安置した本尊のいわゆる板まんだらは、「日蓮が弘安 2 年 10 月 12 日に建立した本尊」と定められた板まんだらではないことが本件寄付の後に判明したこと、(2) Y は、正本堂完成時が広宣流布の時にあたり正本堂は事の戒壇になると称していたが、正本堂が完成すると、正本堂はまだ三大秘法抄、一期弘法抄の戒壇の完結ではなく広宣流布はまだ達成されていないと声明したことの 2 つである。

第 1 審は、X らの主張する錯誤の内容は直接信仰にかかわるものであるとして、本件は法律上の争訟に当たらないとして訴えを却下した (東京地判昭和 50 年 10 月 6 日判時 802 号 92 頁)。控訴審は、不当利得返還請求権の存否が審判の対象となるので、その前提として主張する錯誤の内容が宗教上の信仰にかかわるからといって法律上の争訟に該当しないとはいえないとして、原審判決を取り消した (東京高判昭和 51 年 3 月 30 日判時 809 号 27 頁)。これに対して、Y が上告した。

判旨

原判決破棄・自判

「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる……。したがつて、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であつても、法令の適用により解決するのに適しないものは裁判所の審判の対象となりえない、というべきである。」

「これを本件についてみるのに、……要素の錯誤があつたか否かについての判断に際しては、右 (1) の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右 (2) の点についても「戒壇の完結」、「広宣流布の達成」等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもことがらの性質上、法令を適用することによつては解決することのできない問題である。本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとつており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていと認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらぬものといわなければならない。

そうすると、被上告人らの本件訴が法律上の争訟にあたることとした原審の判断には法令の解釈適用を誤つた違法があるものといふべきであり、その違法は判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。なお、第一審の準備手続終結後における被上告人らの仮定的主張 (詐欺を理由とする贈与の取消あるいは退会により本件寄付は法律上の原因を欠くに至つたとの主張) は、民訴法二五五条一項に従い却下すべきものである。したがつて、その余の上告理由について論及するまでもなく被上告人らの本件訴は不適法として却

下すべきであるから、これと結論を同じくする第一審判決は正当であり、被上告人らの控訴はこれを棄却すべきである。」

警察法改正無効訴訟

最大判昭和 37 年 3 月 7 日民集 16 卷 3 号 445 頁
地方自治法に基く警察予算支出禁止事件

事件

与野党が激しく衝突していた第 19 回国会で、政府は、会期末の 1954 (昭和 29) 年 6 月 2 日、会期延長の方針を決めた。野党は、これに激しく反発し、会期延長を決するための衆議院本会議を開催させまいと、衆議院議長を議場に入れられないよう物理的な抵抗を講じた。議長は、ようやく議場入口から少し入ったところで会期の 2 日間延長を宣し、議場内には賛成の拍手があった。野党側が会期延長は無効であるとして欠席する中で、6 月 7 日、すでに衆議院を通過していた新警察法案(従来の市町村警察の制度を廃止し、これを都道府県警察に組織変更することを内容とするもの)が参議院でも可決され、成立した。

大阪府議会は、6 月 30 日、新警察法施行に伴い必要となる警察費を含む追加予算を可決したが、大阪府の住民である X (清水嘉市) は、新警察法は無効であり、これに基づく支出は違法であるとして、当該支出の禁止を求めて府監査委員に対して監査請求を行なったが、これが認められなかったため、Y (大阪府知事) に対する違法な警察費の支出禁止を求めて出訴した。X は、その理由として、(1) 混乱の中でなされた 6 月 3 日の衆議院の会期延長の議決は無効であり、したがって、7 日の参議院の議決も無効であるので、新警察法は成立していないことと、(2) 新警察法の定める市町村警察の廃止は、憲法 92 条、94 条に違反することを挙げていた。これに対して、Y は、国会の内部事項は三権分立の原則により国会の自主的な判断にまかされており、また、国会の会期延長の議決の効力の問題は政治問題ないし統治行為であり、裁判所の判断にはなじまないなどと主張をした。

第 1 審は、地方自治法 243 条の 2 第 4 項 (当時) により裁判を求めうる「違法な支出」とは、監査委員が監査し、長に措置を求める権限のある事項でなければならないのに、本訴は、議会の議決の違法を争うもので、監査委員の権限の外にあるものであって、裁判を求めることのできる違法な行為には当たらないとして、請求を棄却した (大阪地判昭和 30 年 2 月 15 日判時 47 号 9 頁)。控訴審も、原判決を支持して控訴を棄却したので (大阪高判昭和 30 年 8 月 9 日民集 16 卷 3 号 472 頁) X は上告した。

判旨

上告棄却

「上告人が新警察法を無効と主張する理由は、同法を議決した参議院の議決は無効であつて同法は法律としての効力を生ぜず、また、同法は、その内容において、憲法九二条にいう地方自治の本旨に反し無効であるというのである。しかしながら、同法は両院において議決を経たものとされ適法な手続によつて公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない。従つて所論のような理由によつて同法を無効とすることはできない。次に、上告人は、同法はその内容において憲法九二条に反するというのであるが、同法が市町村警察を廃し、その事務を都道府県警察に移したからといつて、そのことが地方自治の本旨に反するものと解されないから、同法はその内容が憲法九二条に反するものとして無効な法律とはいえない。」

警察予備隊訴訟

最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 卷 9 号 783 頁

日本国憲法に違反する行政処分取消請求事件

事件

左派社会党書記長 X (鈴木茂三郎) は、日本社会党を代表して、Y (国) が 1951 (昭和 26) 年 4 月 1 日以降に行なった警察予備隊の設置・維持に関する一切の行為が憲法 9 条に違反して無効なものであることの確認を求める訴えを、直接に最高裁判所に求めた。

その際、X は、手続上の問題として、憲法 81 条は最高裁判所に違憲審査権を付与したものであり、したがって、最高裁判所は一般の司法裁判所としての性格と憲法裁判所としての性格を併有することになったので、具体的な訴訟においてでなくとも法令等の憲法適合性を直接争うのは理の当然であるなどと主張した。これに対して、Y は、憲法 81 条は、最高裁に憲法裁判所としての性格を与えたものではなく、したがって、一般的・抽象的な国家行為について違憲判決を求める訴訟は不適法であると主張した。

判旨

訴え却下

「原告は、最高裁判所が一方司法裁判所の性格を有するとともに、他方具体的な争訟事件に関する判断を離れて抽象的に又一審にして終審として法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するや否やを判断する権限を有する点において、司法権以外のそして立法権及び行政権のいずれの範疇にも属しない特殊の権限を行う性格を兼有するものと主張する。

この点に関する諸外国の制度を見るに、司法裁判所に違憲審査権を行使せしめるもの以外に、司法裁判所にこの権限を行使せしめないでそのために特別の機関を設け、具体的争訟事件と関係なく法律命令等の合憲性に関しての一般的抽象的な宣言をなし、それ等を破棄し以てその効力を失はしめる権限を行わしめるものがないではない。しかしながらわが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行ない得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである (憲法七六条一項参照)。原告は憲法八一条を以て主張の根拠とするが、同条は最高裁判所が憲法に関する事件について終審の性格を有することを規定したものであり、従つて最高裁判所が固有の権限として抽象的な意味の違憲審査権を有すること並びにそれがこの種の事件について排他的すなわち第一審にして終審としての裁判権を有するものと推論することを得ない。原告が最高裁判所裁判官としての特別の資格について述べている点は、とくに裁判所法四一条一項の趣旨に関する認められるがこれ最高裁判所が合憲性の審査のごとき重要な事項について終審として判断する重大な責任を負っていることからして十分説明し得られるのである。

なお最高裁判所が原告の主張するがごとき法律命令等の抽象的な無効宣言をなす権限を有するものとするならば、何人も違憲訴訟を最高裁判所に提起することにより法律命令等の効力を争うことが頻発し、かくして最高裁判所はすべての国権の上に位する機関たる観を呈し三権独立し、その間に均衡を保ち、相互に侵さざる民主政治の根本原理に背馳するにいたる恐れなしとしないのである。

要するにわが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上

何等の根拠も存しない。そして弁論の趣旨よりすれば、原告の請求は右に述べたような具体的な法律関係についての紛争に関するものでないことは明白である。従つて本訴訟は不適法であつて、かかる訴訟については最高裁判所のみならず如何なる下級裁判所も裁判権を有しない。この故に本訴訟はこれを下級裁判所に移送すべきものでもない。」

苫米地事件

最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 卷 7 号 1206 頁
衆議院議員資格確認並びに歳費請求事件

事件

衆議院議員であつた X (苫米地義三) は、第 3 次吉田内閣による 1952 (昭和 27 年) 8 月 28 日の衆議院解散によって、その地位を失つた。そこで、X は、この解散が違憲無効であるとして、Y (国) に対し、衆議院議員としての資格の確認を求めるとともに、任期満了までの歳費 28 万 5000 円を求める訴訟を提起した。

X は、この解散が違憲無効である理由として、(1) 衆議院の解散は、憲法 69 条所定の内閣不信任決議を待ってなされねばならないのに、この解散は 7 条のみを根拠としてなされたことと、(2) 7 条解散の場合には、内閣の助言と承認という 2 つの行為が必要であり、その内閣の助言と承認には閣議の全会一致による決定が必要であるにもかかわらず、本件解散の場合には、この閣議決定はなされていないことを挙げた。一方、Y は、衆議院の解散は、(1) 高度に政治性を有するいわゆる統治行為に属し、裁判所の審査権は及ばず、また、(2) かりに司法審査に服するとしても本件解散は適法であるなどと主張した。

第 1 審は、この解散を違憲無効とし、X の請求を認容したのに対し (東京地判昭和 28 年 10 月 19 日行集 4 卷 10 号 2540 頁) 控訴審は、解散を合憲と判示し、原判決を取り消して X の請求を棄却した (東京高判昭和 29 年 9 月 22 日行集 5 卷 9 号 2181 頁)。そこで、X は、これを不服として上告した。

判旨

上告棄却

「日本国憲法は、立法、行政、司法の三権分立の制度を確立し、司法権はすべて裁判所の行うところとし (憲法七六条一項) また裁判所法は、裁判所は一切の法律上の争訟を裁判するものと規定し (裁判所法三条一項) これによつて、民事、刑事のみならず行政事件についても、事項を限定せずいわゆる概括的に司法裁判所の管轄に属するものとせられ、さらに憲法は一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを審査決定する権限を裁判所に与えた (憲法八一条) 結果、国の立法、行政の行為は、それが法律上の争訟となるかぎり、違憲審査を含めてすべて裁判所の裁判権に服することとなつたのである。

しかし、わが憲法の三権分立の制度の下においても、司法権の行使についておのずからある程度の制約は免れないのであつて、あらゆる国家行為が無制限に司法審査の対象となるものと即断すべきでない。直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のごときはたとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であつても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治的責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委され、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。この司法権に対する制約は、結局、三権分立の原理に由来し、当該国家行為の高度の政治性、裁判所の司法機関としての性格、裁判に必然的に随伴する手続上の制約等にかんがみ、特定の明文による規定はないけれども、司法権の憲法上の本質に内在する制約と理解すべきである。

衆議院の解散は、衆議院議員をしてその意に反して資格を喪失せしめ、国家最高の機関たる国会の主要な一翼をなす衆議院の機能を一時的とは言え閉止するものであり、さらにこれにつづく総選挙を通じて、新たな衆議院、さらに新たな内閣成立の機縁を為すものであつて、その国法上の意義は重大であるのみならず、解散は、多くは内閣がその重要な政策、ひいては自己の存続に関して国民の総意を問わんとする場合に行われるものであつてその政治上の意義もまた極めて重大である。すなわち衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であつて、かくのごとき行為について、その法律上の有効無効を審査することは司法裁判所の権限の外にありと解すべきことは既に前段説示するところによつてあきらかである。そして、この理は、本件のごとく、当該衆議院の解散が訴訟の前提問題として主張されている場合においても同様であつて、ひとしく裁判所の審査権の外にありといわなければならない。

本件の解散が憲法七条に依拠して行われたことは本件において争いのないところであり、政府の見解は、憲法七条によつて、すなわち憲法六九条に該当する場合でなくとも、憲法上有効に衆議院の解散を行い得るものであり、本件解散は右憲法七条に依拠し、かつ、内閣の助言と承認により適法に行われたものであるとするにはあきらかであつて、裁判所としては、この政府の見解を否定して、本件解散を憲法上無効なものとするはできないのである。」

富山大学事件

最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 卷 2 号 234 頁

単位不認定等違法確認請求事件

事件

富山大学経済学部の学生であつた $X_1 \sim X_6$ と富山大学経済学部専攻科の学生であつた X_7 （針原雄四郎）は、1966（昭和 41）年度、富山大学経済学部教授A（内田穰吉）の講義科目である「経済原論」や「演習」について、履修届を提出し受講していた。ところが、その年度期間中にAによる成績原簿偽造の疑惑が生じたため、 Y_1 （富山大学経済学部長）は、Aの授業担当停止の措置と学生に対する代替科目の受講の指示を行なつた。この措置・指示にもかかわらず、 $X_1 \sim X_7$ らは、Aが勝手に行なつていた講義を受講し続け、Aによつて勝手に行なわれた試験を受験し、Aによる合格判定の成績評価を受けるとともに、Aは成績票を Y_1 に提出した。しかし、当該科目については、学則及び学部規程に基づく単位認定はなされなかつたので、 $X_1 \sim X_7$ は Y_1 及び Y_2 （富山大学学長）を相手に、単位授与・不授与未決定の違法確認及び単位取得認定の義務確認、 X_7 は単位取得及び専攻科修了認定の義務確認を求めて訴えを提起した。

第 1 審は、国立大学での単位認定は公法上の特別権力関係の内部事項であつて、そのような内部事項は裁判所の審査権の対象外であるとして、訴えを却下した（富山地判昭和 45 年 4 月 6 日行集 21 卷 6 号 871 頁）。控訴審も、単位認定については純然たる大学内部のことであつて市民法上の権利義務に関係しないとして、 $X_1 \sim X_6$ の控訴を棄却したが、 X_7 の専攻科修了に関する訴えについては、修了認定を与えないことが営造物利用の観念的一部拒否になるとして司法審査の対象であるとし、当該請求に関しては第 1 審に差し戻した（名古屋高金沢支判昭和 46 年 4 月 9 日行集 22 卷 4 号 480 頁）。

$X_1 \sim X_6$ はこの判決を不服として上告し、また、 X_7 も差戻しの判決を不服として上告した。本件判決は、そのうちの後者のものである。

判旨

原判決一部破棄・上告棄却

「思うに、国公立の大学は公の教育研究施設として一般市民の利用に供されたものであり、学生は一般市民としてかかる公の施設である国公立大学を利用する権利を有するから、学生に対し

て国公立大学の利用を拒否することは、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものとして司法審査の対象になるものというべきである。……大学の専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置されるものであり……、大学の専攻科への入学は、大学の学部入学などと同じく、大学利用の一形態であるといえることができる。そして、専攻科に入学した学生は、大学所定の教育課程に従いこれを履修し専攻科を修了することによつて、専攻科入学の目的を達することができるのであつて、学生が専攻科修了の要件を充足したにもかかわらず大学が専攻科修了の認定をしないときは、学生は専攻科を修了することができず、専攻科入学の目的を達することができないのであるから、国公立の大学において右のように大学が専攻科修了の認定をしないことは、実質的にみて、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく、その意味において、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものであると解するのが、相当である。されば、本件専攻科修了の認定、不認定に関する争いは司法審査の対象になるものというべきである。

「被上告人の本訴請求は、第一次請求として上告人経済学部長に対し単位授与、不授与未決定違法確認（以下「A 請求」という。）及び上告人学長に対し専攻科修了、未修了未決定違法確認（以下「B 請求」という。）を、第二次請求として上告人学長に対し単位授与、不授与未決定違法確認（以下「C 請求」という。）を、第三次請求として上告人経済学部長に対し単位認定義務確認（以下「D 請求」という。）及び上告人学長に対し専攻科修了認定義務確認（以下「E 請求」という。）を、第四次請求として上告人学長に対し単位認定義務確認（以下「F 請求」という。）を求めるものであるところ、第一審判決は、単位の授与（認定）及び専攻科修了の認定はいずれも司法審査の対象となりえないものであるとして被上告人の右各請求にかかる訴えをすべて不適法として却下したのであるが、原判決は、単位の授与（認定）は司法審査の対象となりえないものである……けれども、専攻科修了の認定は司法審査の対象になるものと解すべきである……としたうえ、被上告人の右各請求にかかる訴えを却下した第一審判決部分を全部取り消して本件を第一審裁判所に差し戻した。しかしながら、原判決中、B 請求及びその予備的請求である C 請求ないし F 請求に関する部分は、正当として是認することができるが、A 請求に関する部分は、次に述べるとおり、違法として破棄を免れないものというべきである。すなわち、単位の授与（認定）が司法審査の対象となりえないものである以上、単位授与、不授与未決定違法確認を求める A 請求にかかる訴えは不適法たるを免れないのであるから、第一審判決中右訴えを却下した部分は正当というべきであり、第一審判決中の右部分をも取り消した原判決は、その限度で違法というべきであるからである。それゆえ、論旨中これをいう部分は理由があるものというべく、原判決中 A 請求に関する部分は、これを破棄し、被上告人の控訴を棄却すべきである。」